

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和元年  
9月17日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………一
  - 道路の区域の変更（道路整備課）……………二
  - 道路の供用の開始（道路整備課）……………二
  - 道路の位置の指定（建築指導課）……………二
- 公告
  - 一般競争入札の実施（厚政課）……………二
  - 令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施（商政課）……………三
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（五件）（商政課）……………四
  - 肥料の登録（農業振興課）……………六
  - 肥料の登録の有効期間の更新（農業振興課）……………七
  - 肥料の登録の失効（農業振興課）……………七
  - 公共測量の実施（監理課）……………八
- 公安委公告
  - 契約の締結……………八

### 山口県告示第百六十五号



漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十三年山口県告示第三百三十五号）に係る指定漁船を普通損害保

険に付すべき義務は、令和元年八月二十日限り消滅した。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

油谷町加入区 油谷町北西部加入区 通加入区

### 山口県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年九月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路 線 名 奥万倉山陽線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山陽小野田市大字山野井字古屋敷三二〇の一地先から同市大字福田字瀬戸二三七の一地先まで	最狭 三三・七	最狭 三〇・五	六・一	五三七・〇	
	最狭 三四・八			五三二・〇	

道路の種類 県道  
路 線 名 湯ノ口美祢線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市伊佐町河原字正法寺四七二の一地先	最狭 二九・五	最狭 二五・〇	三・〇	六・〇	
	最狭 二七・三			六・〇	

山口県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和元年九月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯ノ口美祢道 線	美祢市伊佐町河原字正法寺四七二の一地先	令和元年九月十四日

山口県告示第百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町一丁目八三八の一及び八三八の三	四・〇 五・〇	三四・八	令和元 年九月 五



(二〇八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の購入
  - (一) 物品等の名称  
電気
  - (二) 物品等の予定数量  
二百五十八万七千五百二十一キロワット時
  - (三) 物品等の特質等
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 納入期間  
令和二年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間
  - (六) 納入場所  
山口県環境保健センター葬庁舎及び山口県環境保健センター大蔵庁舎
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
  - (四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (五) 令和元年九月十七日から同年十一月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- 三 契約条項を示す場所  
山口市葵二丁目五番六七号 山口県環境保健センター葬庁舎総務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
令和元年九月十七日から同年十月十八日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県環境保健センター葬庁舎総務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県環境保健センター葬庁舎総務課
  - (三) 受領期限  
令和元年十月三十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和元年十一月一日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
山口市葵二丁目五番六七号 山口県環境保健センター葬庁舎大会議室
  - (二) 日時  
令和元年十一月一日午前十時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県環境保健センター所長 調 恒明
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年十月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県環境保健センター葬庁舎総務課(電話〇八三一九二二―七六三〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
  - (1) Division in charge of the contract: General Affairs Division, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment
  - (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,587,521 kWh
  - (3) Delivery period: From January 1, 2020 to December 31, 2022
  - (4) Delivery place: Aoi Yamaguchi Prefectural Government Office and Ohtoshi Yamaguchi Prefectural Government Office, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment  
Address: 2-5-67 Aoi, Yamaguchi City, and 535 Asada, Yamaguchi City
  - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: General Affairs Division, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment  
Address: 2-5-67 Aoi, Yamaguchi City (Tel. 083-922-7630)
  - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 31, 2019 (If brought in person: 10:00 A.M. November 1, 2019)
- (二〇九) 令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施  
砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
令和元年十一月八日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
山口市滝町一番一号  
山口県庁商工労働部一号会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目  
(一) 砂利の採取に関する法令  
(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 五 受験願書の受付期間  
令和元年十月十五日(火曜日)から同月二十五日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)  
山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類  
(一) 受験願書  
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料  
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等  
(一) 合格者の発表は、令和元年十一月二十九日(金曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他

四

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三―九三三―三二五五)にすること。

(二一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、令和元年九月十七日から令和二年一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 フジ長門店  
所在地 長門市仙崎三二二の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社アスティ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 田村 英樹  
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社ジュンテンドー

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日

平成三十年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三二二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社アステイ 住所 広島市西区商工センター二丁目一五番一 田村 英樹

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 山口 普

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツルハグループド ラック&ファーマシー西日本	株式会社ツルハグループド ラック&ファーマシー西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	広島市西区井口明神一丁目一 番一〇号	広島市西区井口明神一丁目一 番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	村上 正一	村上 正一

四 届出年月日

令和元年八月二十二日

五 変更年月日

平成三十一年四月十七日

(一一一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年九月十七日から令和二年一月十七日までの間、山口県商工労働

部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス豊浦店

所在地 下関市豊浦町大字吉永一八六三の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社安成工務店 住所 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社	ダイレックス株式会社
	貞方 宏司	貞方 宏司
		多田 高志

四 届出年月日

令和元年九月二日

五 変更年月日

令和元年五月一日

(一一二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年九月十七日から令和二年一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス光店

所在地 光市大字浅江一三五三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社コウケンプロダ 光市島田一丁目一四番二号 兼森憲太郎  
クツ

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社	貞方 宏司	多田 高志

四 届出年月日

令和元年九月五日

五 変更年月日

令和元年五月一日

(一一三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年九月十七日から令和二年一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	路 信道	—

代表者の氏名 田中 康男

四 届出年月日

令和元年九月五日

五 変更年月日

平成三十一年二月二十八日

(一一四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年九月十七日から令和二年一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一 代表者の氏名 岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社	貞方 宏司	多田 高志

四 届出年月日

令和元年九月五日

五 変更年月日

令和元年五月一日

(一一五) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとお

り肥料の登録をしました。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県生 第六〇七号	令和元、 五、一三	蒸製毛粉	フェザーミール 一三	窒素全量 一三・〇	その他規 格のお り	氏名 山口県特 殊化成企 業組合	住 所 岩国市周 東町上久 原一〇〇 五八
登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者 名	業 者 所

(一一六) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の  
おり肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県生 第五九六号	令和元、 七、八	炭酸カルシウム 肥料	一五炭酸苦土石 灰	アルカリ分 一五・〇〇	該当なし	氏名 東方工業 株式会社	住 所 佐賀市高 瀬東二丁 目一三番 一〇号
山口県生 第五九五号	〃	〃	一五粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 一五・〇〇	〃	〃	〃
山口県生 第五九四号	〃	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	〃	〃	〃
登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者 名	業 者 所

(一一七) 肥料の登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登  
録は、その効力を失いました。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号 山口県生 第六〇〇号	失効年月日 令和元、 六、二七	肥料の種類 乾燥菌体肥料	肥料の名称 乾燥菌体肥料N KKI-1	保証成分量 (%) 窒素全量 りん酸全量 一〇・〇 四・〇	その他の規格 公定規格のお り	生 産 者 氏 名 住 所 日本果実工業株式 山口市仁保下郷一七 七-一 会社
-----------------------	-----------------------	-----------------	---------------------------	--	-----------------------	---

(二一八) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし  
た。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

二 作業の地域

周南市大字富田

三 作業の期間

令和元年九月四日から令和二年三月三十一日まで

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県岩国警察署 岩国市麻里布町六丁目一五番二〇号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 二百九万キロワット時



三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年八月二十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社新出光 福岡市博多区上呉服町一番一〇号

六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）

三千五十三万七千一百一円

七 入札公告日

令和元年七月十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県岩国警察署長 小泉 修

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方法

最低価格

令和元年九月十七日印刷  
令和元年九月十七日発行

発行所 山口県知事  
山口県庁